

米沢市地域総合整備資金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、本市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付業務の実施に当たりその基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(貸付対象費用)

第1条の2 貸付けの対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 設備の取得（建物の建設、取得及び整備並びに用地の取得及び造成を含む。以下同じ。）等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等の当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利及びリース料をいう。以下同じ。）

(貸付対象事業)

第2条 貸付けの対象となる事業は、市長が財団の定める様式により策定した地域振興民間能力活用事業計画書に基づく民間事業者等による事業であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
- (3) 事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が1,000万円以上のもの
- (4) 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの

2 前項に規定する事業のうち、次に掲げる施設を整備する事業は、原則として貸付けの対象となる事業から除外する。

- (1) 第三者に売却又は分譲することを予定する施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗特殊営業の用に供される施設

(貸付対象者)

第3条 貸付けの対象となる民間事業者等は法人格を有する団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 暴力団（米沢市暴力団排除条例（平成24年米沢市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）
- (2) 役員等（法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が米沢市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この条において「暴力団員等」という。）であると認められるもの
- (3) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるもの
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるもの
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

(貸付額)

第4条 第2条に規定する貸付けの対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）1件当たりの貸付額は、おおむね300万円以上とし、13億5千万円を限度とする。ただし、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該貸付対象事業が複数の施設を一体的及び複合的に整備するものであるときには、1件当たりの貸付額の限度を20億2千万円とすることができる。

- 2 貸付対象事業1件当たりの第1条の2各号に規定する費用に対する貸付額は、当該各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額（用地取得費にあつては、同条第1号に規定する設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として当該費用に算入することができる。）の45パーセントを限度とする。
- 3 貸付対象事業1件当たりの第1条の2第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業1件当たりの貸付額の総額の20パーセント（貸付対象事業が試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあつては、50パーセント）未満とする。

4 地域再生計画認定地域(内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。)において実施される貸付対象事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援を受けて行う対象事業活動に係る第1項の適用については、同項中「13億5千万円」とあるのは「16億8千万円」と、「20億2千万円」とあるのは「25億3千万円」とする。

5 1件当たりの貸付額は、100万円未満の端数を付けないものとする。

(貸付利率)

第5条 貸付利率は、無利子とする。

(貸付対象期間)

第5条の2 貸付対象期間は、4年以内とする。

(償還期間等)

第6条 貸付金の償還期間は、20年(5年以内の据置期間を含む。)以内とする。

(償還方法等)

第7条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還させるものとする。

(債権の保全等)

第8条 市長は、貸付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等の確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

(貸付けの方法)

第9条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

(遅延利息)

第10条 借入人が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償還)

第11条 借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人若しくは保証人が支払を停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあ

ったとき。

(2) 借入人若しくは保証人が手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

2 借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人が、市長が定めた地域振興民間能力活用事業計画に反したとき。

(2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと、又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。

(4) 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

(5) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。

(6) 借入人がその他正当な事由無しに資金の貸付けに係る条件に違反したとき、又は義務の履行を怠ったとき。

(7) 借入人に関して他の債務のための仮差押え、保全差押え若しくは差押えがあったとき、又は競売の申立てがあったとき。

(8) 借入人が解散したとき。

(9) 借入人が第3条各号のいずれかに該当するとき。

(10) 保証人が前4号に定める事由のいずれかに該当したとき。

(11) 前各号のほか市において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(借入申請)

第12条 地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、財団の定める様式により作成された地域総合整備資金借入申込書及び事業計画書に次に掲げる書類を添付して、市長に申込みを行わなければならない。

(1) 財団の定める様式により作成された次の書類

ア 事業者概要書

イ 設備投資等及び資金調達計画書

ウ 年度別損益・資金収支計画書

エ 連帯保証予定者の地域総合整備資金貸付に係る意見書

(2) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表

(3) その他貸付審査に当たり必要な補足資料

(貸付けの決定)

第13条 市長は、地域総合整備資金の貸付けの調査に当たって、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査及び検討を参考とし、貸付けの決定を行うものとする。

(貸付決定の通知等)

第14条 市長は、地域総合整備資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては財団の定める様式により作成した地域総合整備資金貸付決定通知書を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対してはその旨を書面により通知する。

2 市長は、前項の規定により貸付けの決定を行った場合は、申請者との間で金銭消費貸借契約を締結するものとする。

(貸付金の交付)

第15条 貸付金の交付は、金銭消費貸借契約締結後、一括して市の指定する借入人名義の金融機関口座への振込みの方法により行うものとする。

(貸付金の管理)

第16条 市長は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、又は借入人に報告を行わせることができる。

(貸付け等に係る事務の委託)

第17条 市長は、法令に定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

(事務委託の手続)

第18条 市長は、前条の規定により財団に事務の委託を行う場合には、財団と委託契約を締結するものとする。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。